平成２２年（フ）第１１１３号
熊本市龍田７丁目10番２―201号
債務者　中村　加奈
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１１４号
熊本市出水７丁目25番16号
債務者　石山　亮輔
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１１９号
熊本市富合町木原2088番地
債務者　大橋　敏実
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１６号
熊本市近見３丁目13番14号
債務者　白石加代子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４号
鹿児島県肝属郡東串良町川東4993番地１　松原団地Ｃ―３号
債務者　小堀　直子（旧姓寺園）
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
青森県八戸市湊高台１丁目５番26号
債務者　池田　敦子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
青森県八戸市大字新井田字石動木平44番地53
債務者　副島香奈以
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚349番地
債務者　高橋　和志
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４号
富山市新庄町220番地１
債務者　舟木真由美
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４号
富山市本郷町154番地９、前住所富山市婦中町長沢4029番地33
債務者　河井賢一郎
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
富山市本郷町154番地９、前住所富山市婦中町長沢4029番地33
債務者　河井レイ子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７号
富山市藤木2071番地５　県営住宅８棟101号
債務者　加賀見民子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４２号
広島県福山市曙町３丁目27番７号
債務者　伊田の酒店こと　伊田　敏之
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１６号
青森県青森市浪岡大字吉野田字木戸口12番地116
債務者　小笠原　孝
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２３号
青森県平川市原田村元102番地３、住民票上の住所青森県平川市原田村元140番地５
債務者　岩渕　勝義
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２４号
青森県弘前市大字西茂森２丁目13番地１　市営住宅第２―６号
債務者　南　　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３７３１号
愛知県常滑市北条２丁目８番地　県営北条住宅２―407
債務者　五十嵐涼子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部